

情報共有について

1. 対象工事の範囲 建設工事の全案件（平成23年4月1日以降の公告案件）

平成27年11月1日以降の公告案件

	情報共有システム利用 必須	情報共有システム利用 協議により決定
建設部	当初請負額 1,500万円以上 （建築工事を除く） （特別な理由で、監督員が実施しないと認めた時を除く）	当初請負額 1,500万円未満 （建築工事を除く）
林務部	当初請負額 1,500万円以上 （森林整備業務を除く） （特別な理由で、監督員が実施しないと認めた時を除く）	当初請負額 1,500万円未満 （森林整備業務を除く）
農政部	/	農政部発注の全案件

平成27年10月30日以前の公告案件

	情報共有システム利用 必須	情報共有システム利用 協議により決定（実証実験）
建設部	/	建設部発注の全案件 （建築工事を除く）
林務部	/	林務部発注の全案件 （森林整備業務を除く）
農政部	/	農政部発注の全案件

2. 実施内容

着手時協議	着手時協議時にチェックシートを用い 情報共有システムを利用して実施する対象項目・書類を確認 又、システムの種類、参加者を確認
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受発注者間の書類の受け渡し ・ 現場状況の共有 ・ 確認・立会依頼 ・ その他 システムで利用可能な項目